

## 人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

|      |               |
|------|---------------|
| 給与情報 | 令和3年5月28日     |
|      | 総務省給与能率推進室第3号 |

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置の実施に伴う非常勤職員の退職手当の取扱いについて及び人事院規則9—30(特殊勤務手当)の一部改正について

標記につきまして、内閣人事局から通知が発出されたほか、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の改正に伴い人事院規則の一部が改正されましたので、別添のとおり情報提供します。

○新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置の実施に伴う非常勤職員の退職手当の取扱いについて

○人事院規則9—30—103

(人事院規則9—30(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則)

以上

※ 本件に関する照会は必ず給与能率推進室あてにお願いします。

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

事 務 連 絡  
令和 3 年 5 月 28 日

各府省等退職手当担当官 殿

内閣官房内閣人事局退職手当第一係

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置の実施に伴う非常勤職員の退職手当の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について（令和 3 年 5 月 27 日付け人事院指令 14-2）の規定に基づき職務に専念する義務を免除された非常勤職員の当該職務に専念する義務を免除された日は、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について（昭和 60 年 4 月 30 日付け総人第 260 号）第 1 項及び第 2 項の「18 日」に含まれることとなるので、お知らせします。

また、外局等及び所管の行政執行法人へ周知いただきますようお願いいたします。

## 国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について

昭和60年4月30日

総人第260号

最終改正 平成26年5月29日総人恩総第412-1号

標記について、国家公務員等退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第1条第1項第2号、第10条並びに附則第3項第1号、第3号及び第6号イの規定に基づき、下記のとおり定めたので、通知します。

なお、国家公務員等退職手当法の解釈及び運用方針（昭和28年9月3日付け蔵計第1,832号）は廃止します。

### 記

- 1 国家公務員退職手当法施行令（以下「施行令」という。）第1条第1項第2号に規定する「内閣総理大臣の定めるところにより、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられていた日を含む。）が引き続いて12月を超えるに至ったもの」は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、同項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者とする。
- 2 施行令第9条の9に規定する「内閣総理大臣の定めるところにより、引き続き職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が1月以上あるもの」は、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、施行令第1条第1項に規定する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上ある者とする。
- 3 前2項の「18日」には、次の各号に掲げる日を含むものとする。
  - 一 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条の規定による休職、同法第82条の規定による停職、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により勤務を要しないこととされた日（任命権者又はその委任を受けた者が当該事由がなければ勤務を要するものとして定めた日に限る。）
  - 二 育児休業法第26条第1項の規定による育児時間その他これに準ずる事由により勤務しない時間を勤務したものとみなした場合に、職員について定め

られている勤務時間以上勤務した日

三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）第23条の規定に基づく人事院規則により休暇を与えられた日（これに相当する日を含む。以下同じ。）

四 前三号に掲げる日に準ずる日

4 第1項及び第2項の「18日」には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（実際に勤務した日及び休暇を与えられた日を除く。）を含まないものとする。

5 施行令附則第3項第1号に規定する内閣総理大臣の指定する法人は、次に掲げる法人とする。

一 旧横荘鉄道株式会社所属鉄道ほか3鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和12年法律第37号）に掲げる地方鉄道

二 旧富士身延鉄道株式会社及び白棚鉄道株式会社所属鉄道買収に関する法律（昭和16年法律第52号）に掲げる地方鉄道

三 旧留萌鉄道株式会社及び新潟臨港開発株式会社所属鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和16年法律第81号）に掲げる地方鉄道

四 旧北海道鉄道株式会社所属鉄道ほか11鉄道買収のための公債発行に関する法律（昭和18年法律第24号）に掲げる地方鉄道

五 旧昭和19年度一般会計歳出の財源に充てる等のための公債発行に関する法律（昭和19年法律第8号）に掲げる地方鉄道（朝鮮にあつたものを除く。）

6 施行令附則第3項第3号に規定する内閣総理大臣の指定する法人は、次に掲げる法人とする。

一 旧南満州鉄道株式会社

二 旧満州電信電話株式会社

三 旧華北交通株式会社

四 旧華北電信電話株式会社

五 旧華北広播協会

六 旧北支願中公司

七 旧華中鉄道株式会社

八 旧華中電気通信株式会社

九 旧蒙疆電気通信設備株式会社

7 施行令附則第3項第6号イに規定する内閣総理大臣の指定する職員は、次に掲げる職員とする。

一 旧満州帝国協和会の職員

二 旧満州開拓青年義勇隊訓練機関の職員

三 旧満州林産公社の職員（施行令附則第3項第6号イについては、施行令第1条第1項に規定する職員として在職していた者が昭和20年5月1日以後引き続き旧満州林産公社の職員となった場合における当該職員に限るものとし、同号ロについては、同年4月30日において旧満州国政府の職員としての在職していた者が同政府の当該業務の旧満州林産公社への引継ぎとともに同年5月1日以後引き続き同公社の職員となった場合における当該職員に限るものとする。）

## 人事院規則の一部改正の概要

### ○人事院規則 9—30（特殊勤務手当）の一部改正について

災害応急作業等手当の支給対象を定めた第 19 条第 1 項第 2 号について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正に伴い、「避難勧告」と「避難指示」が「避難指示」に一本化されることから、所要の改正を行う。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九十三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年五月二十日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九十三〇―一〇三

人事院規則九十三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九十三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (災害応急作業等手当)  | (災害応急作業等手当)  |
| 第十九条 災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給  | 第十九条 災害応急作業等手当は、人事院の定める職員が次に掲げる作業に従事したときに支給  |
| <p>する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを勸告され若しくは指示された地域又は同法第六十三条第一項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第一条の規定による改正前の災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第二項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを勧告され、又は指示された地域で行う規則九十三〇第十九条第二項第二号の作業に従事した職員に対する同条の規定の適用については、なお従前の例による。